

産前産後期間の

国民健康保険税が減額されます

「子育て世帯の負担軽減」・「次世代育成支援」の観点から、令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税が減額されます。

■ 対象となる方

- ・ 結城市国民健康保険に加入されている方で、令和5年11月1日以降に出産する方・分娩した方。
- ・ 妊娠85日(4か月)以上の分娩が対象です。
- ・ 死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産の場合も対象になります。

■ 対象期間

- ・ 出産の予定日または分娩日の属する月の前月から4か月分。
- ・ 双子などの多胎妊娠の場合は、出産の予定日(分娩日)の属する月の3か月前から6か月分。
- ・ 結城市の国民健康保険の被保険者であった期間に限ります。

	3か月前	2か月前	1か月前	当月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠				出産の予定日 分娩日			
多胎妊娠				出産の予定日 分娩日			

※対象者の産前産後期間の国民健康保険税が減額されます。

※国民健康保険税が減額された場合、納めすぎた保険税は還付されます。

■ 届出方法

届出は出産の予定日の6か月前から可能です。分娩後の届出も可能です。

【届出に必要な書類】

- ・ 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書(ホームページからダウンロード可能)
(注)別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要になります。
- ・ 母子健康手帳
- ・ 世帯主と出産する方・分娩した方のマイナンバーのわかるもの
- ・ 分娩した被保険者と子が別世帯の場合は、分娩日及び親子関係のわかる書類
- ・ 届出に来庁する方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)



ご不明な点がございましたらお問い合わせください

結城市役所 保険年金課

TEL 0296-34-0381